

第32回串間市農業委員会定例総会

日 時 令和8年1月30日（金曜日） 開始 15:30 終了 17:00
会 場 串間市役所3階大会議室

出席農業委員 13名

1番（会長） 原田 俊一 6番 牧野 菜那 14番 松本 壽利 25番 廣見 安彦
2番（会長代理） 奥村 千扶子 11番 安永 博行 19番 松田 富夫 （4番欠番）
3番 田中 達成 12番 野邊 康德 20番 島田 正弘
5番 森 通弘 13番 堀口 宗幸 23番 上村 眞司

欠席農業委員 0名

出席推進委員 13名

7番 谷口 昭 15番 川崎 博樹 21番 中嶋 悦雄 27番 山口 浩幸
8番 武田 秀俊 16番 内田 浩輔 22番 川崎 正博
9番 河野 良人 17番 本川 理恵 24番 石上 平八郎
10番 北原 裕紀 18番 山口 広昭 26番 川崎 竜雅

欠席推進委員 0名

議事録署名委員 12番 野邊 康德 、 19番 松田 富夫

議事日程
第1 報 告 農地法第18条第6項の規定による届出について
第2 議案第191号 農地法第3条の規定による許可申請について
第3 議案第192号 農地法第4条の規定による許可申請について
第4 議案第193号 農地法第5条の規定による許可申請について

出席事務局 5名 事務局長 山口 憲一 次 長 黒葛原 俊
調整係長 酒井 尋 書 記 谷口 哲平 書 記 酒瀬川 千浪

議長（1番）

ただいまから、第32回農業委員会定例総会を開催いたします。
本日の出席委員は、「農業委員13名、農地利用最適化推進委員13名」でございます。
農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、農業委員全員の出席がありますので、総会が成立していることを報告いたします。

議長（1番）

議事録署名委員の指名

本総会での議事録署名委員の指名をいたします。
議事録署名委員は、
12番 野邊 康徳 委員
19番 松田 富夫 委員 をお願いします。

議長（1番）

報告：農地法第18条第6項の規定による届出について

それでは議案審議に入ります。
まず報告、農地法第18条第6項の規定による届出について事務局より報告をお願いします。

事務局

農地法第18条第6項の規定による合意解約について報告いたします。
今回の合意解約は4件でございます。内容といたしましては、借人の要望が解約の理由となっております。
お目通しいただきたいと思っております。以上でございます。

議長（1番）

議案第191号：農地法第3条の規定による許可申請について

次に議案第191号、農地法第3条の規定による許可申請について、申請番号1番から4番の4件を議題といたしまして審議決定を行います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第191号、農地法第3条の規定による許可申請は、申請番号1番から4番の所有権移転に関する4件を説明いたします。事務局によります申請書類の審査において、今回の申請4件は、4ページにあります農地法第3条第2項第1号・第3号・第4号・第5号・第6号に該当していないため、許可要件のすべてを満たし

事務局

ていると思われます。皆様のご審議をよろしく申し上げます。以上でございます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

ただいまの説明に対しまして、7番委員より申請番号1番の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。

7番委員

議案第191号、農地法第3条の規定による許可申請について、私の担当区域の申請番号1番の所有権移転に関する1件でございます。1番につきましては、渡人は市外在住で管理できないため受人に売り渡し、受人は飼料を作付けする計画です。受人世帯は、畜産農家で毎年飼料と飼料用稲を作付けしており、農業従事状況については、本人と父が350日の従事があるため、機械保有・労働力・技術面については問題なく効率的な農業経営を行っていけると考えます。また、申請地の周辺も同じく飼料が作付けしてありますが、農薬は使用しないため何も問題ありません。以上、申請番号1番の所有権移転の1件を調査しましたが、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、許可要件のすべてを満たしているため何も問題ありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長（1番）

次に2番の1件について、10番委員より説明をお願いします。

10番委員

議案第191号、農地法第3条の規定による許可申請について、私の担当区域は申請番号2番の所有権移転に関する1件でございます。1番につきましては、渡人は非農家で管理できないため受人に売り渡し、受人は飼料を作付けする計画です。受人世帯は、畜産農家で毎年飼料を作付けしており、農業従事状況については、本人が365日、妻が340日の従事があるため、機械保有・労働力・技術面については問題なく効率的な農業経営を行っていけると考えます。また、申請地の周辺は同じく飼料が作付けされていますが、農薬の使用はないため何も問題ありません。以上、申請番号2番の所有権移転の1件を調査しましたが、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、許可要件のすべてを満たしているため何も問題ありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長（1番）

次に3番の1件について、16番委員より説明をお願いします。

16番委員

議案第191号、農地法第3条の規定による許可申請について、私の担当区域は申請番号3番の所有権移転に関する1件でございます。3番につきましては、渡人は非農家で管理できないため受人に売り渡し、受人は飼料を作付けする計画です。受人世帯は、酪農農家で毎年飼料を作付けしており、農業従事状況については、本人と父が360日、母が310日、姉と妹が240日の従事があるため、機械保有・労働力・技術面については問題なく効率的な農業経営を行っていけると考えます。また、申請地の周辺は同じく飼料が作付けされていますが、農薬の使用についても地域の防除基準に従うため何も問題ありません。以上、申請番号3番の所有権移転の1件を調査しましたが、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、許可要件のすべてを満たしているため何も問題ありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長（1番）

次に4番の1件について、21番委員より説明をお願いします。

21番委員

議案第191号、農地法第3条の規定による許可申請について、私の担当区域は申請番号4番の所有権移転に関する1件でございます。4番につきましては、渡人は非農家で管理できないため受人に売り渡し、受人は飼料を作付けする計画です。受人世帯は、毎年飼料と甘藷を作付けしており、農業従事状況については、本人と妻と長男が150日の従事があるため、機械保有・労働力・技術面については問題なく効率的な農業経営を行っていけると考えます。また、申請地の周辺は同じく飼料が作付けされていますが、農薬は使用しないため何も問題ありません。以上、申請番号4番の所有権移転の1件を調査しましたが、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、許可要件のすべてを満たしているため何も問題ありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（なしの声）

議長（1番）

ないようですのでお諮りいたします。
申請番号1番から4番の4件を決定してよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

議長（1番）

異議なしということですので、議案第191号、申請番号1番から4番の4件は許可することに決定いたします。

議案第192号：農地法第4条の規定による許可申請について

議長（1番）

次に議案第192号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、申請番号1番の1件を議題といたしまして審議を行います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第192号、農地法第4条第1項の規定による許可申請は申請番号1番の1件であります。事務局によります申請書類の審査において、今回の申請1件は、10ページにあります農地法第4条第6項第1号・第2号・第3号・第4号・第5号に該当していないため、許可要件のすべてを満たしていると思われま。皆さんのご審議をよろしく申し上げます。以上でございます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

ただいまの説明に対しまして、13番委員より申請番号1番の1件の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。

13番委員

議案第192号、農地法第4条の規定による許可申請について、私の担当区域は申請番号1番の1件でございます。この1件の申請地は申請人が相続し宅地の一部として管理してきたが、リフォームにあたり転用許可が必要なことがわかり始末書添付で申請されたものです。申請地図面の1ページから4ページをお開きください。申請地の周囲は、西側に農地が隣接しますが、勾配があり申請地よりも高くなっていることから雨水については東側側溝に流すため問題なく、土砂流出等の影響はないと思われま。以上、申請番号1番の1件について調査しましたが、農地法第4条第6項各号に該当しておらず、許可要件を満たしているため何も問題ありません。ご審議の方よろしく申し上げます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（なしの声）

議長（1番）

ないようですのでお諮りいたします。
申請番号1番の1件を決定してよろしいでしょうか。

（ 異議なしの声 ）

議長（1番）

異議なしということですので、議案第192号、申請番号1番の1件は許可相当とし意見を付して県へ副申いたします。

議案第193号：農地法第5条の規定による許可申請について

議長（1番）

次に議案第193号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、申請番号1番から4番の4件を議題といたしまして審議を行います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第193号、農地法第5条第1項の規定による許可申請、申請番号1番から4番の4件であります。まず、申請番号2番の農地区分は、12ページにあります農地法第5条第2項第1号口にあります、集团的に存在する農地又は良好な営農条件を備えている農地である第1種農地に該当します。しかし、申請地は、市役所の周囲おおむね五百メートル以内に位置しているため、農地法第5条第2項第1号口（2）及び施行規則第45条第2号に規定する市街地化が見込まれる区域内にある農地として判断されるため、南那珂農林振興局と協議した結果、第2種農地となることを申し添えます。したがって、事務局によります申請書類の審査において、今回の申請4件は12ページにあります農地法第5条第2項第1号・第2号・第3号・第4号・第5号に該当していないため、許可要件のすべてを満たしていると思われまます。皆様のご審議をよろしくお願ひします。以上でございます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。
ただいまの説明に対しまして、2番委員より申請番号1番と3番の2件の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。

2番委員

議案第193号、農地法第5条の規定による許可申請について、私の担当区域は申請番号1番と3番の所有

2番委員

権移転に関する2件でございます。まず、1番については、受法人が運営する保育園は園庭が狭く、これまで近隣の小学校の運動場を利用してきたが、移動中の安全確保と事故防止のため、園舎近くの申請地を運動場として利用したく申請されたものです。申請地図面の5ページから8ページをお開きください。申請地の周辺に農地はなく、雨水についても自然浸透で問題ないため土砂流出等の影響はないと思われま。次に、3番については、申請地に倉庫を建設し使用してきたが、今般転用許可が必要なことがわかり、名義変更の手続きが可能となったことから始末書添付で申請されたものであります。申請地図面の15ページから18ページをご覧ください。申請地の周囲は東側に農地が隣接しますが、コンクリート擁壁を設置しており、雨水については、申請地に隣接する道路向かいの側溝に流れているため問題ないと思われま。以上、申請番号1番と3番の2件について調査いたしました。農地法第5条第2項各号に該当しておらず、すべてが許可要件を満たしているため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願ひします。

議長（1番）

次に2番の1件について、5番委員より説明をお願いします。

5番委員

議案第193号、農地法第5条の規定による許可申請について、私の担当区域は申請番号2番の所有権移転に関する1件でございます。2番については、受人は高速道路建設における土地買収に伴い新たに住宅を建築したく申請されたものです。申請地図面の9ページから13ページをお開きください。申請地の東側と南側は農地と隣接しますがブロック塀を設置し、汚水は浄化槽を通じて雨水とともに隣接する市道側溝へ流す計画であり問題はないと考えま。以上、申請番号2番の1件について調査しましたが、農地法第5条第2項各号に該当しておらず、すべてが許可要件を満たしているため何も問題ありません。ご審議の方よろしくお願ひします。

議長（1番）

次に4番の1件について、11番委員より説明をお願いします。

11番委員

議案第193号、農地法第5条の規定による許可申請について、私の担当区域は申請番号4番の所有権移転に関する1件でございます。4番については、申請地を耕作不便により一部クヌギの植林に至っており、財産整理のため地目を確認したところ地目変更が必要なことがわかり、始末書添付で今回申請されたものであります。申請地図面の19ページから24ページをお開きください。申請地の周辺に農地はなく、雨水についても自然浸透で問題ないため、土砂流出等の影響はないと思われま。以上、申請番号1番の1件について調査し

1 1 番委員

ましたが、農地法第5条第2項各号に該当しておらず、すべてが許可要件を満たしているため何も問題ありません。ご審議の方よろしく申し上げます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。
これより質疑入ります。質疑はありませんか。

（なしの声）

議長（1番）

ないようですのでお諮りいたします。
申請番号1番から4番の4件を決定してよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

議長（1番）

異議なしということですので、議案第193号、申請4件は許可相当としますが、申請番号4番は、事業面積の合計が30アールを超えますので、農地法第5条第3項の規定に基づき宮崎県常設審議委員会へ意見聴取を行います。また、1番から3番の3件は意見を付して県へ副申いたします。

議長（1番）

以上で議案審議は全部終了いたしました。慎重・審議、誠にありがとうございました。
これで第32回農業委員会定例総会を終了いたします。

令和8年1月30日

1番 (会長) 原田 俊一

議事録署名委員

12番 野邊 康德

19番 松田 富夫